

三重県畜産研究所共同研究実施要領

(目 的)

第1条 この実施要領は、三重県畜産研究所共同研究要綱（以下「要綱」という。）に定める共同研究の実施に際して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「研究所」とは、三重県行政組織規則第62条により設置される試験研究機関である畜産研究所をいう。
- 二 「研究所長」とは、共同研究を実施する前号に定める研究所の長をいう。
- 三 「共同研究者」とは、研究所と共同研究を実施する国、大学法人、独立行政法人、地方公共団体、公益法人及び企業等（以下「法人等」という。）の県行政機関以外の法人、団体をいう。
- 四 「共同研究者の指定する者」とは、共同研究者のグループ企業又は共同研究者が生産もしくは製造を委託する者等を指し、研究所と共同研究者が協議のうえ、共同出願契約又は実施契約等で定める者をいう。
- 五 「技術知識」とは、知見、データ、ノウハウ、図面、計画等の研究所と共同研究者との間で共有した全ての技術的情報のうち、共同研究開始前の協議により開示されたもの及び共同研究により創出されたもの（ただし、開示を受けた時点ですでに公知であったもの又は既に自己が保有していたことを証明できる情報を除く。）をいう。
- 六 「研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、第15条に従って作成される共同研究報告書において成果として確定された本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- 七 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利（以下、「特許等」という。）
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利（以下、「特許等を受ける権利」という。）
 - ハ 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、第23条の規定に基づき特定するもの（以下、「ノウハウ」という。）
- 八 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては創作、商標権の対象とな

るものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。

九 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、並びにノウハウの使用をいう。

(共同研究の区分)

第3条 要綱第2条に規定する共同研究は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 研究所が有する研究成果・技術等を活用・発展させることを目的に、実施する共同研究（シーズ活用型）

二 共同研究者の技術課題の解決等を目的に、研究所が保有する研究成果、知見及び設備等を活用して実施する共同研究（ニーズ対応型）

2 共同研究では、共同で技術的課題に取り組むものとし、既に製品又は商品となっているものの性能又は効能の評価を目的とするものは対象としない。

(募 集)

第4条 研究所長は、前条第1項の各号に区分される共同研究を実施しようとするとき、公募要領（共同研究申請書を含む。）を作成し、共同研究者を公募するものとする。ただし、大学法人、独立行政法人等の公的試験研究機関が共同研究者となる場合は、この限りではない。

2 公募要領において、別表第1に掲げる項目を定める。ただし、別表第1第四号、第九号及び第十三号は、必要に応じて定める。

3 別表第1第八号に掲げる審査基準は、別表第2に掲げる審査基準のうちから、必要に応じて定める。

4 研究所長は、募集締切日の前日から起算して10日前までに公募要領を公表しなければならない。

(研究費の負担区分)

第5条 研究所長は、第3条第1項第一号及び第二号に区分される共同研究を実施する場合、共同研究者に対して、研究所が分担する共同研究に要する経費について、別表第3のとおり負担させるものとする。

2 共同研究者は、自らが分担する共同研究に要する経費は、原則として自ら負担するものとする。

(申 請)

第6条 共同研究に応募しようとする者（以下「申請者」という。）は、公募要領に従って共同研究申請書及び誓約書を作成し、期日までに研究所長に提出しなければならない。

(審 査)

第7条 研究所長は、共同研究申請書の内容に関する事前調査を実施し、共同研究調書を作成するものとする。

- 2 申請者は、事前調査に協力しなければならない。
- 3 研究所長は、研究所において共同研究審査委員会を設置し、共同研究申請書に共同研究調書等を添付して、共同研究審査委員会の議案として提出しなければならない。
- 4 共同研究審査委員会は、共同研究申請書及び共同研究調書等を基に、公募要領に定める審査基準により審査し、共同研究実施の可否を決定するものとする。この場合において、共同研究審査委員会は、共同研究契約の締結に当たり、共同研究者に対し条件を付すことができる。
- 5 共同研究審査委員会における審査の結果、共同研究契約締結前の予備検討が必要と判断された場合は、当該申請における共同研究は不採択とするが、申請者との間で秘密保持に関する覚書を締結し、共同研究実施に向けた協議を行えるものとする。
- 6 共同研究者を選定する際には、三重県内に本社又は事業所等のある事業者を優先する。
- 7 共同研究者は、別表第4に該当しない者とする。
- 8 共同研究審査委員会の審査員は、研究所長が指名するものとする。

(研究期間が複数年度にわたる共同研究の取扱)

第8条 共同研究審査委員会は、研究期間が複数年度にまたがることが明らかな場合、又は国若しくは県他部局等の事業で別に審査がある場合は、複数年度にわたる研究期間全体を通じて研究内容を審査し、共同研究の可否を決定することができる。ただし、第10条に定める共同研究契約は、各年度において締結するものとする。

(実施通知)

第9条 研究所長は、共同研究審査委員会の結果について、共同研究申請が採択された申請者に対して共同研究実施通知書(様式第1号)により通知し、共同研究申請が採択されなかった申請者に対して共同研究不採択通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(契約)

第10条 研究所長及び共同研究者は、共同研究を開始するに当たり、共同研究契約書(様式第3号)を標準として、共同研究契約を締結する。

(契約の変更)

第11条 研究所長及び共同研究者は、共同研究契約書の内容に変更が生じた場合は、速やかに共同研究変更契約書(様式第4号)により、共同研究変更契約を締結するものとする。

(共同研究の実施)

第12条 研究所長及び共同研究者は、共同研究の実施に当たって、研究の進捗状況を定期的に協議する等、相互に連携を図りながら共同研究を実施するものとする。

(記録の保持)

第13条 共同研究を担当する研究所の職員は、共同研究開始前に共同研究者から開示された技術知識及び共同研究により創出された技術知識について、記録しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 研究所長及び共同研究者は、共同研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受けた情報、又は相手方より知り得た技術上若しくは営業上の情報について、相手方の書面による事前の同意なしに、共同研究担当者以外に開示又は漏洩してはならない。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 相手方から知得した時点で既に公知となっている情報、又は相手方から知得した後自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
- 二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- 三 相手方から知得した時点で既に保有していた情報であるもの
- 四 相手方から知得した情報によらないで独自に開発したことが書面により立証できる情報であるもの
- 五 法令又は裁判所の命令により開示を義務づけられている情報であるもの
- 六 第4条に定める公募要領において公表するとした情報であるもの

(研究成果の公開、報告書及び情報公開)

第15条 研究所長は、共同研究の成果について、原則として公開するものとする。ただし、公にすることにより、共同研究者の競争上の地位その他正当な利益を損なうと認められるものは、共同研究者と協議の上、公開を控えることができる。

- 2 研究所長及び共同研究者は、各年度末までに共同研究報告書(様式第5号)をそれぞれ取りまとめ相互に報告するものとする。この場合において、研究所長及び共同研究者は、共同研究報告書を公開することができる。
- 3 共同研究報告書以外の文書等の公開は、前条の規定にかかわらず三重県情報公開条例(平成11年三重県条例42号)によるものとする。

(権利の帰属及び出願等)

第16条 研究所及び共同研究者は、それぞれ自己に属する研究員が、本共同研究の過程において発明等を行った場合は、速やかに相手方に通知し、当該発明等に係る知的財産権の帰属及び持分等の取扱いについて協議を行うものとする。

- 2 前項で定める協議の結果、研究所及び共同研究者が、それぞれに属する研究員が、本共同研究の過程において単独で発明等を行ったと認めたときは、単独で当該発明等に係る特許等の出願(以下「単独出願」という。)ができる。
- 3 第1項で定める協議の結果、研究所及び共同研究者が、それぞれに属する研究員が本共同研究の過程において共同して発明等を行ったと認めたときは、研究所及び共同研究者は共同して特許等の出願(以下「共同出願」という。)を行うものとする。
- 4 研究所及び共同研究者は、前項に規定する共同出願を行おうとするときには、事前に、

当該発明等に係る知的財産権（以下、「本件知的財産権」という。）の持分を事前に協議したうえで、別途共同出願契約（共同出願契約書、様式第6号）を締結するものとする。

5 第3項の規定にかかわらず、研究所または共同研究者が、相手方の発明等に係る特許等を受ける権利の持分を譲り受けた場合、単独出願を行うことができる。

（共同出願）

第17条 研究所及び共同研究者は、前条第3項により共同出願を行うときは、協議により定めた期間における、当該共同出願に係る特許等（以下、「共有特許等」という。）の実施について事前に協議のうえ、次の一つを選択するものとする。

一 研究所及び共同研究者は、共有特許等を第三者へ実施許諾しない。ただし、共同研究者の指定する者を除く。

二 研究所及び共同研究者は、共有特許等の第三者への実施許諾を相手方の同意を得たうえで行うことができる。なお、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

2 第1項の協議により定めた期間は、当該出願を行った日から5年間を最長とする期間を限度として研究所と共同研究者が協議のうえ定めるものとする。

3 前項で定めた期間を経過した後の共有特許等の実施については、原則として、第1項第二号によるものとする。

（共同出願の費用負担）

第18条 前条による共同出願に係る経費及び当該共同出願の対象となった共有特許等の維持にかかる特許料等（以下、総称して「出願等費用」という。）の費用負担については、前条第1項の選択に応じて以下の各号を適用する。

一 前条第1項第一号を選択したとき、共同研究者は、前条第2項で定めた期間に係る「出願等費用」を全額負担しなければならない。

二 前条第1項第二号を選択したとき、研究所及び共同研究者は、第16条第4項で定める本件知的財産権の持分に応じて出願等費用を負担するものとする。

2 前条第2項で定めた期間を経過した後の期間に係る出願等費用については、原則として、前項第二号により負担するものとする。

（研究成果の実施における基本的な考え方）

第19条 研究所及び共同研究者は、第16条から第18条、及び第20条から第22条までに定める研究成果の実施に係る取扱について、以下の事項について留意し、協議・交渉を行うものとする。

一 本件知的財産権が、本共同研究の成果として得られたものであること。

二 研究所の責務として、研究所の研究成果を社会に還元する必要があること。

三 研究所が本件知的財産権を活用し、自ら商品化又は事業化することがないこと。

四 本件知的財産権が、第5条に定める研究経費に加えて、それぞれが自己に属する研究担当者等の人件費を負担し、又、それぞれの施設・設備等を利用して得られた研究成果であること。

(共有特許等の実施)

第20条 当該共有特許等について、共同研究者又は共同研究者の指定する者は実施できるものとし、研究所は原則として実施しない。

2 前項にかかわらず、研究所は、共有特許等を研究活動のために無償にて実施できるものとする。

3 第1項に伴い、共同研究者又は共同研究者の指定する者が、共有特許等を実施しようとするときは、研究所と別に定める実施契約書を締結するものとし、研究所は共同研究者又は共同研究者が指定する者に対して、当該共有特許等を実施することに対する研究所への補償金（以下、「実施補償金」という。）の支払いを求めることができるものとする。当該実施保証金の支払に係る条件および金額については、別途研究所及び共同研究者で協議のうえ決定する。

(第三者実施料)

第21条 研究所及び共同研究者は、第17条第1項の選択に応じて、共有特許等の第三者への実施許諾ができるものとし、当該実施に係る第三者への実施料（以下「第三者実施料」という。）について、研究所と共同研究者で事前に協議して定める。この場合において、研究所及び共同研究者は、第16条第4項で定める本件知的財産権の持分に応じて、研究所又は共同研究者に第三者が支払う第三者実施料を配分するものとする。

(単独による実施許諾)

第22条 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条に関わらず、事前に共同研究者に通知したうえで、単独で第三者に共有特許等の実施を許諾できる。ただし、研究所は本条項を乱用してはならない。

一 共有特許等の実施を制限することが公共の利益を著しく損なう恐れがあると認められるとき。

二 共有特許等を第三者に実施許諾する場合であって、前条の協議の結果定めた第三者実施料が公共の利益を著しく損なう恐れがあると認められるとき。

(ノウハウの特定)

第23条 研究所及び共同研究者は、本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合には、協議のうえ、速やかに書面にて特定するものとする。

2 前項に従って特定されたノウハウは、相手方の書面による承諾なく第三者に開示、漏洩してはならない。ノウハウを秘匿すべき期間は、研究所と共同研究者で協議のうえ定めるものとする。

(ノウハウの取扱い)

第24条 本共同研究の結果生じたノウハウの取扱いについては、第16条から第22条における発明等の取扱いに準じるものとし、第19条の研究成果の実施における基本的な考え方を踏まえ、研究所と共同研究者による協議のうえ、別途決定するものとする。

(産業廃棄物に係る共同研究の取扱)

第25条 産業廃棄物に関連する共同研究においては、他の条項に加えて、次の各号を適用するものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第5号に規定される特別管理産業廃棄物を直接の原料とした製品化に関する研究は、共同研究の対象としないものとする。
- 二 産業廃棄物を原料に含む研究所以外の者が開発した商品について、新たな用途を開発することを目的とする研究は、共同研究の対象としないものとする。
- 三 研究所又は共同研究者が所有又は管理しない土地等を使用して行う研究は実施しないものとする。ただし、食品由来廃棄物等で安全性に合理的理由のある場合を除く。
- 四 共同研究者は、共同研究申請書提出時に、研究対象とする産業廃棄物に関する成分、溶出試験結果及び製造方法等を添付するものとする。
- 五 研究所長は、事前調査において必要がある場合は、他研究所又は他機関の専門家の意見を聴取するものとする。
- 六 研究所が研究対象とする産業廃棄物に関する成分等の提出を条件として採択した場合において、共同研究者は、環境計量証明事業登録機関による分析結果を提出しなければならない。
- 七 共同研究実施期間中において、研究対象とする産業廃棄物に関する成分及び製造方法等の情報について、研究所長が共同研究者に求めた場合は、共同研究者は、これらに関する情報を提出しなければならない。この場合において、必要となる費用は共同研究者の負担とする。
- 八 研究所及び共同研究者は、共同研究の実施期間中において生じた成果物又は生産物を商品として流通させないものとする。ただし、食品由来廃棄物等で安全性に合理的理由のある場合を除く。

(共同研究の中止)

第26条 研究所及び共同研究者は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、両者協議のうえ、本共同研究を中止することができる。この場合において、研究所及び共同研究者は、相手方が受けた一切の損害について賠償する責を負わないものとする。

(契約に係る研究所の解除権)

第27条 研究所は、共同研究者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- 一 共同研究者の責に帰すべき理由により、本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、共同研究者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 三 本契約に関し、共同研究者が不正又は不誠実な行為をしたと研究所が認めたとき。
- 四 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条

の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。

五 三重県の締結する物件関係契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。

(契約に係る共同研究者の解除権)

第28条 共同研究者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- 一 甲の責に帰すべき理由により、本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、甲が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 三 本契約に関し、甲が不正又は不誠実な行為をしたと乙が認めたとき。

(適用の特例)

第29条 研究所長は、共同研究者が大学法人、国公立試験研究機関若しくは独立行政法人等で共同研究者の共同研究に関する定めを優先する場合、国若しくは県他部局等の事業で要綱等に定めがある場合、又はその他特別の事情があると認められる場合は、この要領の規定にかかわらず、相手方の共同研究に関する定め全部又は一部を適用することができる。この場合において、研究所長は、共同研究要綱等適用除外説明書(様式第7号)を作成するものとする。

(雑則)

第30条 研究所長は、研究費の負担区分及び審査その他必要な事項については、この要領の規定にかかわらず、その特例を定めることができる。

(管轄裁判所)

第31条 この契約に関する訴訟については、研究所の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

附則 この要領は、2022年2月1日から適用する。

別表第1(第4条第2項関係)

一	研究計画の概要、あるいは事業の目的等
二	研究予定期間
三	応募資格
四	共同研究者に求める研究能力
五	共同研究に要する費用の負担
六	知的財産の出願及び実施に関する取扱
七	研究成果の公表に関する取扱
八	審査の方法、審査基準、及び審査結果の公表
九	共同研究を担当する課・室名、住所及び連絡先
十	申請期間及び申請先
十一	応募方法及び共同研究申請書等
十二	法の遵守に関する喚起
十三	その他必要な事項

別表第2(第4条第3項関係)

一	研究所の研究能力(人的・設備的能力等)との整合性
二	共同研究申請内容の技術的妥当性と見込まれる効果
三	研究所として取り組む必要性、緊急性
四	共同研究者の研究開発能力
五	共同研究の対象とする材料等に関する法的規制及び安全性
六	共同研究者の県内における事業化計画
七	研究所の研究費用及び出願等費用に関する共同研究者の負担意思
八	その他必要な事項

別表第3(第5条関係)

共同研究の区分(第3条第1項)	共同研究者の研究費負担割合
一 研究所が有する研究成果・技術等を活用・発展させることを目的に、実施する共同研究(シーズ活用型)	原則として、自らが分担する研究に要する費用のほか、研究所が分担する研究に要する費用の全額を負担する。
二 共同研究者の技術課題の解決等を目的に、研究所が保有する研究成果、知見及び設備等を活用して実施する共同研究(ニーズ対応型)	自らが分担する研究に要する費用のほか、研究所が分担する研究に要する費用の全額を負担する。

別表第4(第7条第7項関係)

一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
二 暴力団員(同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
三 暴力団関係者(暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として警察等捜査機関からの通報があった者若しくは警察捜査機関が確認した者。以下同じ。)
四 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用した者
五 暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
六 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有している者(密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。)
七 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者(社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。)
八 暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用した者
九 三重県税または地方消費税を滞納している者
十 三重県の建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者
十一 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者